

議会運営委員会

令和2年2月25日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	小城 世督	木澤 正男
奥村 容子		
坂口 議長		

2. 理事者出席者

総務部長	面巻 昭男	都市建設部長	植村 俊彦
建設農林課長	手塚 仁		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 齋藤委員 小城委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、齋藤委員、小城委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和2年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①会期日程につきましては、12月13日開催の議会運営委員会で確認いたしました日程案のとおり3月2日（月）から3月25日（水）までの24日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和2年第1回斑鳩町議会定例会は、3月2日（月）から3月25日（水）までの会期24日間ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

さきの議員懇談会で、定例会に提出を予定されている議案の概要について説明を受けましたが、その後、議案の内容が変更されたとお聞きしております。

面巻総務部長に出席していただいておりますので、説明をお願いいたします。 面巻総務部長。

総務部長

おはようございます。去る令和2年2月14日開催の議員懇談会でご説明を申しあげました、令和2年第1回定例会予定議案の令和元年度斑鳩町一般

会計補正予算（第9号）におきまして、資源物共通指定袋等購入事業にかかります繰越明許費の補正を追加させていただきたいことから、この場をお借りいたしまして、その内容をご説明申しあげます。

資料7修正の裏面をご覧くださいませでしょうか。修正をお願いしております補正の内容は、繰越明許費補正の網掛けをさせていただいているところでございます。現在、製作発注しております令和2年度用の資源物共通指定袋等につきまして、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により、製作地である中国の工場の生産停止状態が長期化しており、共通指定袋等の納品が大幅に遅れることを受注者から連絡を受け、本年度末に事業を完了することが困難でありますことから、第4款 衛生費、第2項 清掃費で、資源物共通指定袋等購入事業として、554万4千円をお願いしているところでございます。

以上が、令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）につきましての追加の内容となっております。何卒ご理解を賜り、お取り計らいのほどよろしくお願い申しあげます。

委員長

ただいま説明がありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長

ただいま、総務部長に議会運営委員会で説明していただきましたけれども、14日の議員懇談会から補正内容が変更されておりますことから、改めて3月2日の全員協議会に理事者に出席していただき、説明を受けるということによろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、そのように確認をさせていただきます。

次に、付議予定議案等の取り扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。

まず、日程 1. 会議録署名議員の指名、日程 2. 会期の決定をいたしまして、次に、日程 3 から日程 5 まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。次に、日程 6. 報告第 1 号 監査結果報告について、佐伯代表監査委員にご出席いただきまして、定期監査の結果報告をしていただくこととしたいと思っております。なお、佐伯代表監査委員には、報告後、退席をしていただくことといたします。

その後、町長から令和 2 年度の施政方針の説明を受けることといたします。次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることといたします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。日程 8. 議案第 1 号 斑鳩町手話言語条例については、厚生常任委員会に付託。日程 9. 議案第 2 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、総務常任委員会に付託。日程 10. 議案第 3 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 11. 議案第 4 号 斑鳩町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 12. 議案第 5 号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 13. 議案第 6 号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例については、建設水道常任委員会に付託。日程 14. 議案第 7 号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第 9 号）については、総務常任委員会に付託。日程 15. 議案第 8 号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 16. 議案第 9 号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についても、厚生常任委員会に付託。次に、日程 17. 議案第 10 号 令和 2 年度斑鳩町一般会計予算についてから日程 22. 議案第 15 号 令和 2 年度斑鳩町下水道事業会計予算についてまでの 6 議案は、一括議題としたうえで、一般会計と各会計の当初予算でございますので、予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

よって、日程 17. 議案第 10 号から日程 22. 議案第 15 号までの 6 議案につきましては、予算審査特別委員会を設置し、付託いたします。なお、この予算審査特別委員会につきましては、既に各委員会で委員の選任をしていただいているところでございますが、本会議初日に 6 議案を一括議題として取り上げて総括質疑を行った後、委員会条例第 5 条の規定に基づき、委員 7 名の予算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に、委員会条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくことといたします。

次に、日程 23. 諮問第 1 号、日程 24. 諮問第 2 号、日程 25. 諮問第 3 号の人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）から（その 3）の 3 件の諮問案件は、人事案件でございますので、慣例によりまして、初日に即決したいと思っております。また、この諮問第 1 号、諮問第 2 号、諮問第 3 号の 3 議案につきましては、一括議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。諮問第 1 号、諮問第 2 号、諮問第 3 号の 3 議案については、一括議題とし、初日にお諮りいただくことといたします。

なお、採決につきましては、一括ではなく、ひとつずつ採決を行うということでもよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、採決については、ひとつずつ行うということで確認いたします。

次に、日程 26. 認定第 1 号 町道認定については、建設水道常任委員会に付託。次に、日程 27. 同意第 1 号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについては、人事案件でございますので、慣例により、

委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。

次に、日程 28. 同意第 2 号 斑鳩町農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用について同意を求めることについて、ですが、これはこの次にあげられております、農業委員会の委員の任命のために必要となる同意議案でございます。

当議案について、委員会に付託して審議するのか、委員会付託を省略し、初日に諮ることとするのかを協議したいと思いますが、都市建設部長にご出席いただいておりますので、議案の内容についてご説明をいただきます。

植村都市建設部長。

都市建設
部長

それでは、農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外規定についてご説明申しあげたいと思います。

資料を用意させていただきますので、お配りいたします。

(資料配布)

都市建設
部長

この資料は、農業委員会の委員の任命につきまして手続き上の要件について、その概略をまとめたものでございます。農業委員会の委員は、議員ご承知のとおり、議会の同意を得て町長が任命することとなっております。農業委員会の委員の任命に際しましては、一番上の枠でございますが、認定農業者等に関する法律によりまして、原則、委員の過半数を認定農業者等で占めなければならないと規定されているところでございます。しかしながら、認定農業者が少ない場合などにおきましては、例外規定がございまして 2 つ目の枠ですが、認定農業者等に認定農業者に準ずる者を加えて過半数にすること、またそれにおきましても過半数を得ることができないと見込まれる時は、3 段目の枠でございますけれども、少なくとも 4 分の 1 にするという規定があり、そういうことが許されておきまして、いずれの場合にもこのことについて、議会の同意を得る必要があるというふうに、農業委員会等に関する法律施行規則により定められているものでございます。

今般、農業委員会の委員を公募いたしましたところ、定数 14 人に対し、22 人の応募がありましたが、この応募者の中で、認定農業者及び認定農業

者に準ずる方というのが7人でした。仮にこの認定農業者全員を任命するとした場合であっても、過半数に達することはないことから、農業委員会法の施行規則第2条第2号の規定を適用いたしまして、認定農業者等及び認定農業者に準ずる者が少なくとも委員の4分の1であることの議会の同意を得たいというふうに予定をいたしているものでございます。

この同意を得たのちに、農業委員会の委員の任命についてそれぞれ同意をお願いするものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

委員長 それでは、当議案について、委員会に付託して審議するのか、委員会付託を省略し、初日に諮ることとするのか、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員 応募の状況等の詳細等についてもやはり担当の常任委員会でいろいろ調査とか審議とかしていくべきかなというふうに思いますので、建設水道常任委員会に付託という形でいいんじゃないかと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

（ 午前9時14分 休憩 ）

（ 午前9時23分 再開 ）

委員長 再開いたします。

ただ今、付託してはどうかというご意見いただきましたけれども、他の委員さんはどうですやろ。 奥村委員。

奥村委員 先ほどの部長の説明でよく理解できましたので、初日に諮るということでもよろしいかと思えます。

委員長 そうですか、付託を省略して初日に表決するというご意見いただきましたが、他の委員さんどうですか。そのようにさせていただいてよろしいですか。 木澤委員。

木澤委員 私、これ初めて出てきた案件かなと思ってましたけど、以前にも出てきて委員会付託されて議論もされているということなんで、それでしたらもう別に今回はいいかなと思います。

委員長 はい、わかりました。ありがとうございます。
それでは、全委員さん、付託を省略するというところでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、同意第2号 斑鳩町農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用について同意を求めることについては、委員会付託を省略し、初日に諮ることとし、あわせて、同意第3号から同意第16号についても、初日に採決する方向にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
次に、日程29. 同意第3号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その1)から日程42. 同意第16号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その14)の14議案について、その提案説明等についてを協議いたします。

これらの議案につきましては、まだどなたを委員として同意を求められるか聞いておりませんが、立候補者に斑鳩町議会議員がおられるという情報は聞いております。このことから、斑鳩町議会議員の方の農業委員会委員への任命に係るものが含まれている場合には、地方自治法第117条で、自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができないこととされておりまして、その議員が議場から退席することができるよう、当該同意議案は個別に説明を行うこととし、そのほかの農業委員会委員の同意案件につきましては、これまでの例により、一括議題としたいと思っております。

が、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

斑鳩町議会議員にかかる議案があった場合には別案件に、その他の議案につきましても一括議題とすることといたします。

なお、採決につきましては、斑鳩町議会議員にかかる議案があった場合にはその提案説明ののち、当該議案の採決を行い、その他の議案につきましても、一括議題として提案説明を受けたのち、1件ずつ採決を行うということによろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、斑鳩町議会議員にかかる議案があった場合にはその提案説明ののち当該議案の採決を行い、その他の議案につきましても一括議題として提案説明を受けたのち、1件ずつ採決を行うことで確認をいたします。

次に、日程43. 報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)から日程47. 報告第6号 令和2年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、の5議案は、報告案件でございますので、慣例により初日に報告を受けることといたします。

このうち、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)と、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について)の2議案、また、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)と、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について)の2議案につきましては、それぞれ同一事故にかかる関連した議案でございますので、これまでの例により、それぞれ一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

報告第2号と報告第3号、また報告第4号と報告第5号につきましては、それぞれ一括議題とすることといたします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。

ここまで確認いたしましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認をいたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

なお、初日にお諮りする諮問第1号から諮問第3号、同意第1号から同意第16号について、討論の有無は初日の全員協議会でご確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、1名ずつということで確認しておきます。

次に、③手話言語条例について、議会事務局より説明がありますので、発言を許可します。 佐谷議会事務局長。

議会事務局
局長

おはようございます。それでは、3月議会に上程される予定の「手話言語条例」につきましてご相談させていただきます。

資料にもお付けしておりますが、平成30年2月13日に斑鳩町議会に提

出された「手話言語条例制定に関する陳情について」を、同年3月23日に、町議会で趣旨採択とされております。これに基づきまして、斑鳩町手話言語条例が上程される予定ですが、斑鳩町聴覚障害者協会から、「仮に可決した場合に、当日、議会閉会後の議場において、横断幕とともに、写真撮影し、さらに『ろうあ大和』という会員誌に掲載したい」旨の依頼が町にありました。資料の2枚目、裏面でございますけれども、こちらのほうなんですけれども、こちらのほうに参考としまして、平成31年3月に手話言語条例を制定された3自治体の可決後、議場で撮影された写真が掲載された『ろうあ大和』の写しをつけております。参考に、これまで県内で手話言語条例を可決された市町村の状況をお聞きしたところ、広陵町は写真撮影され議員全員が共に撮影。樞原市は写真撮影され、議員1名が共に撮影。桜井市は写真撮影され、議長、副議長、文教厚生委員長と副委員長が共に撮影。大和高田市が写真撮影され、都合のつく議員さんが共に撮影。宇陀市は、6月議会に上程されたのち、継続審査で12月議会に制定され、写真撮影等の依頼の暇がなかった、とお聞きしております。

委員長におかれましては、写真撮影についてご協議いただきますよう、よろしくお取り計らいください。よろしく願いいたします。

委員長

ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。ございませんか。

私のほうでは、閉会后いんですか、に写真撮影したいということですが、これに議員が参加するということは、おそらく賛成された議員が参加される、反対された議員はおそらく参加されないということになるかと思うんですけれども、そしたら議場の場で議員が意見を表明する場合にそのことについて考慮される場合があるかもしれないと、そういうことも考えて、いろいろご意見を賜りたいと思います。

暫時休憩いたします。

(午前 9時33分 休憩)

(午前10時00分 再開)

委員長

再開いたします。

ただいま休憩中に事務局長に理事者側に意見を聞きに行ったところ、横断幕入りの写真がいかどうかという問い合わせであったということですので、それについて、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員

今回、他の市や町などではこうして議場で横断幕を掲げて撮影されてますが、一定のスローガンですね、を掲げたこうした写真を許可してしまうと、また他にどういった方が出て来られるのかということを考えると、ちょっと今許可を出すというのは難しいんじゃないかなと思いますので、そういうしたちょっと理由も説明を加えた上で、丁寧にちょっとお断りさせていただいたらと思います。

委員長

他の委員さんどうですやろ。

ただいまのご意見でよろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、斑鳩町議会としましては、一定のスローガンを掲げた横断幕等を掲げて議場で写真を撮っていただくというのは、ご遠慮願いたい、これからどういう団体が言ってこられるかもわかりませんし、どういうスローガンがあるかもわかりませんので、ご遠慮願いたいという結論に達したということではよろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは、③手話言語条例について、議会閉会後の議場での写真撮影については横断幕を掲げての写真については認めないということで、当委員会の決定については、3月2日の全員協議会で報告後、異議がなければ、町をとおして斑鳩町聴覚障害者協会に通知を行うということを確認しておきます。

以上で、(1) 令和2年第1回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

ここで、都市建設部長と課長には、他の公務もありますので、退席してい

ただくことといたします。

暫時休憩いたします。ご苦勞さんでした。

(午前10時03分 休憩)

(午前10時03分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、(2) 陳情書等の取扱いについてを議題といたします。

これまでに2件の陳情書等をお受けしております。これらの取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明願います。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、これまでに提出を受けました2件の要望書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

初めに、奈良県精神障害者家族会連合会の「交通事業者への働きかけを強める」意見書採択のお願い、でございますが、1月21日に西和7町精神障害者家族会会長 西村恭子氏が来庁され、持参されたものでございます。内容といたしましては、精神障害者も身体・知的障害者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とされるよう、意見書を採択していただきたい、というものであります。

次に、奈良県広域消防組合議会議員の選出方法等の見直しに関する意見書について(お願い)、でございますが、2月17日に、奈良県町村議会議長会から郵送されたものでございます。内容といたしましては、件名にありますように、奈良県広域消防組合議会議員の選出方法等の見直しとして、全構成市町村長及び議員を組合議会議員として選出されるよう見直しを要望する意見書を採択していただきたい、というものでありましたが、2月19日に、奈良県広域消防組合議会議員の選出方法等の見直しに関する意見書案の修正についてという文書がファックスされてまいりました。このなかで、当初の文書では、「3月定例議会において意見書を採択されたい」と記載されておりましたが、修正依頼の文書では「3月議会に限らず、本年中にご採択

をいただければと存じます」と変更になっております。また、意見書案の修正についても、題名が「組合議会議員の選出方法等の見直しに関する意見書案」から「組合の運営における組織体制の見直しに関する意見書案」に修正されております。その他、本文の修正部分は黄色マーカーで示しておりますので、ご確認いただければと存じます。以上でございます。

委員長

ただいま議会事務局長から説明がありましたが、これらの陳情書等の取り扱いについて、提出を受けました順にひとつずつ委員皆様のご意見をお聞きしたいと思いますが、陳情書が2件ありまして、目を通していただく時間を確保するため、10時15分まで休憩いたします。

(午前10時07分 休憩)

(午前10時15分 再開)

委員長

再開いたします。

先ほど、議会事務局長から説明がありましたが、これらの陳情書等の取り扱いについて、提出を受けました順にひとつずつ委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

初めに、「交通事業者への働きかけを強める」意見書採択のお願いについて、委員皆様のご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

この件につきましては、以前にも同じような内容の陳情ですかね、いただいて、斑鳩町議会として全会一致で可決して意見書を送付したと思うんです。今回資料も付けていただけてますけども、衆参両院でも採択されているにもかかわらず、交通機関のほうが実施をされていないということで、再度採択して意見をあげてほしいという趣旨で出してきたと思いますんで、担当の厚生常任委員会に付託をして審議していただいたらどうかなと思います。

委員長

他にご意見ございませんか。

厚生常任委員会に付託すると、担当常任委員会に付託するというご意見で

したが、他の委員の皆さんそれでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

ただいま議題となっております陳情につきましては、定例会に上程し、厚生常任委員会に付託するということで確認させていただきます。

なお、お配りしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加いたします。

次に、奈良県広域消防組合議会議員の選出方法等の見直しに関する意見書について（お願い）については、まず、議長から補足説明がありますので、お願いします。

議長

この件につきましては、文書の発出後すぐに修正の通知があったことや、意見書案の題名が「組合議会議員の選出方法等の見直しに関する意見書案」から「組合の運営における組織体制の見直しに関する意見書案」に修正されていることなど、県議長会に問い合わせしましても、少々不安定な状況であるというふうに感じております。また、2月18日付けの文書にも、「3月議会に限らず、本年中に採択いただければ」というふうに記載されておりますので、少し期間をかけて、奈良県広域消防組合議会議員の選出方法や、組織体制等について調査研究をさせていただき、また、広域圏や生駒郡の議会、また町村会の動き等も注視していきたいというふうに考えております。

このことから、本陳情につきましては、今回は各議員への配布にとどめ、今後、必要に応じて、私のほうから議会運営委員会に取り扱いについて協議をお願いできればというふうに考えておりますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

委員長

ただいまの議長からの補足説明もご考慮いただきまして、委員皆様のご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

今回、修正等が加わったということですが、もともとの趣旨については私は必要なことであると思ってましたので、今後、議長のほうで調査していた

だいて、必要に応じて提案いただけるとおっしゃったんですけど、調査の結果については議会運営委員会にもどんな形であれ、ご報告いただければなどというふうに思いますんで、その点、お願いしておきたいと思います。

委員長 報告いただいたのちに、また議運として審議していくと、今は議長預かりとして取り扱うという感じでよろしいですか。 木澤委員。

木澤委員 はい。

委員長 他の委員さんどうですやろ、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております陳情書につきましては、各議員に配布したうえで、議長において、必要に応じて当委員会に取り扱いについて協議を依頼されるということで確認をしておきます。

(2) 要望書等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。
総務部長から他に報告しておくことはございますか。 面巻総務部長。

総務部長 ございません。

委員長 木澤委員。

木澤委員 案件としては「その他」に関わるかと思うんですけども、それにも関わってちょっと総務部長の方に確認しておきたいことがあるんで、聞かせてもらってもよろしいですか。

委員長 はいどうぞ。

木澤委員 3月の、平成31年3月の総務委員会の中で、職員の行動等意思決定の過程について記録をしていくということで、その指針を作成して議会にも報告

をいただいた経緯があるんですけども、それにつきましては町長部局でそういうふうにはされているかと思うんですけど、議会事務局にその指針についてもやっぱり当てはめて適用されているのか、われわれはどういうふうに認識をしたらいいのかなというふうに思いましたんで、総務部長にちょっとお尋ねしたいんですけども。

委員長 面卷総務部長。

総務部長 確か31年3月15日、総務常任委員会でご説明をさせていただきましたが、いわゆる還付のことで内部意思決定の過程における、いわゆる協議であったり、そういったものについて、いつ誰に報告してどないしたか、ということで意思決定の過程についてその指針を定めさせていただいたものでございまして、これにつきましては想定しておりますのは、職員がこういったものを決定した過程をしっかりと残していきましょと、その部分を公文書で整理をさせていただくということで、いついつ誰と報告と、簡単に言えば何月何日原案の通り了承とか、といった形でその記録を残していこうということだったんで、いわゆる重要案件ですね、町長であったり副町長であったり教育長等に相談させていただいて、その過程を残していこうということで決めさせていただきまして、他の議事録であったり、そういったものは議事録作成要領というものを持っておりますんで、それに基づいてやりますけれども、今までなかった部分についてはそういった形で取り扱おうということで方針決定をさせていただいたものでございます。

木澤委員 それについては、議会のほうにも同じように適用されるというふうに考えておられるんでしょうか。

総務部長 町が重要案件で町長、副町長、教育長等にあげる過程のものを想定したものでございまして、そういった部分では、他の部分はあまり想定はさせていただいてないということでございます。

木澤委員 町のほうの意思としては、そういう形なのかなと。またのちほど「その他」

のほうでも提案させていただきますけども、そういうことであれば議会は議会として運用をどうするのかという、もし運用をするのであればこちらで相談して諮って進めていくという形で理解していいんですかね。

総務部長 木澤委員がどういったものを想定されているのかっていうのは、ちょっとわからないんですけども、どういった内容をご報告されてという部分があれば、それは内部意思決定過程の中で必要ならば、そういった形でご協議されればというふうに思っております。

木澤委員 ちょっと今状況がよくわからないと、皆さんもあるんでしょうけども、今、局長のほうで報告書という形で作っていただいているんです。私は町が作成した指針に基づいて局長がしていただいているのかなと思ってたんですけども、その点について当然、局長も職員ですから、この指針の適用にあたるのかなと、ただ運用についてはこの間、議会運営委員会としても、特に何も関わってこなかったんですけども、報告書ちょっと見せていただく中で、やはり運用については話し合う必要があるのかなと感じましたので、町としてはどういうふうに思って作成をされて適用されているのかというのを確認させていただいたところです。

委員長 ただいま総務部長のあれでは、議会事務局には町のそれは運用してないという判断だろうとは思いますが、それはまた「その他」のところでお話していただいたらいいかと思います。どうですか。

暫時休憩いたします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時29分 再開)

委員長 再開いたします。 面巻総務部長。

総務部長 31年3月25日に制定いたしました「意思決定過程を含む公文書の作成指針」なんですけども、これにつきましてはいわゆる町長部局、教育委員会

部局等を想定したものでございまして、他の部局については想定したものでございませぬ。以上です。

委員長 木澤委員。

木澤委員 確認については以上で結構ですので、また「その他」のところ。

委員長 それでは、ほかにはございませぬか。

(な し)

委員長 総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことといたします。お疲れさまでした。
暫時休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長 再開いたします。
ここで10時45分まで休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時45分 再開)

委員長 再開いたします。
次に、(3)今年度の検討事項について、①斑鳩町議会傍聴規則の見直しについて、本日までの取りまとめ状況について、議会事務局長の説明を求めます。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 斑鳩町議会傍聴規則の見直しについては、令和元年12月18日の全員協議会に改正案をお示しし、訂正箇所等があれば、ご意見を令和2年1月末日

までに事務局に提出されたい旨、委員長からご説明いただいていたところで、1月末までに各議員さんからのご意見はございませんでしたが、議会事務局で議会上程に向けて、改正文、新旧対照表等の準備を行うなかで、町の法制担当に助言を求めたところ、数か所、文言整理すべき点について助言を得ましたので、この点につきまして4点修正し、本日最終案として委員会に提出しております。修正箇所については、二重線で下線しております。

1点目は、傍聴規則の第4条でございます。第4条の「住所、氏名、年齢」としておりましたが、法令作成上、並列関係については、最後は「、」ではなく「及び」でつなぐこととなっておりますので、「氏名」のあとを「及び」と修正しております。2点目は、ページをめくっていただきまして、第8条第2号についてでございます。「大声で笑う等、騒ぎ立てないこと」となっておりましたが、法令上「等」は使わず「その他〇〇」と例示があり、その他でつなぎ、大きなカテゴリーで示するのが一般的であるとのことですので、「談論し、歌を歌い、大声で笑う、その他騒ぎ立てないこと」と修正しております。3点目は、傍聴規則の第8条第7号ですが、2点目の修正と同じ理由で、「携帯電話等の音を発する機器を携行するときは」としておりましたが、例示をひとつ増やしまして、「携帯電話、パソコンその他音を発する機器を」と修正しております。

4点目は、ページをめくっていただきまして会議規則の第103条です。12月時点の改正案では、「議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。また、携帯電話等の音を発する機器を携行するときは、音を発しないように適切な措置を講じること。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。」としておりました。しかしながら、法令作成上、ひとつの条項の中で1文で構成することが原則であり、例外として「ただし」は、1条項のなかに付け加えることができるとのことです。このことから、2文目にあたる「携帯電話等の音を発する機器を携行するときは、音を発しないように適切な措置を講じること。」を第2項として取り出し、そのうえで、3点目の改正と同様に、「携帯電話、パソコンその他音を発する機器を」と修正しております。

以上、最終案作成にかかる修正点の説明とさせていただきます。以上でございます。

知りませんでしたし、その運用については、やはりこの議会運営委員会で諮ってどうしていくのかというふうに決めるべきかなというふうに思いましたんで、今後、この取り扱いについて、どう運用していくのかというのを諮っていければなというふうに思って、提案させていただきます。

委員長　　ただいま木澤委員うから、議会として決定事項を文書化していくなかで、基準いうんですか、そういうふうなんを決めていくいうんですかね、思い思いの考えがあろうかと思うんですけれども、ある一定のルールに則ってやっ
ていこうということをおっしゃいましたが、皆様のご意見はどうですやろ
か。　齋藤委員。

齋藤委員　　議会の公式の場面は議事録がありますよね。いま木澤委員がおっしゃって
るのは議事録ではなくて、別の、私的な部分、それとも。よく意味が分から
ないんですけど。

委員長　　木澤委員。

木澤委員　　基本的には議会事務局で、例えば議長からこういう資料を作成してほしい
とか調査をしてほしいという要請、依頼を受けて業務として行って例えば議
長に報告をすると、それを文書として残していただいているという状況で
す。だからそれ以外の部分で例えば我々議員が公式な打ち合わせ等以外で相
談をして何かを決めるということについても、その状況を記録するっていう
意味では意思決定の過程として記録をするのが相応しいのかどうなのかと
いうのがあるんですけども、ただ、我々自身、そのこと自体知りませんでした
し、例えば木澤が総務委員会の委員長として打ち合わせを誰かとしたと。
それは公式なものではないけど、記録に残すのかどうかというのは、やっぱ
り名前が出てくる以上、本人に確認をしたのちに記録を残すのかどうかとい
うことを、その運用の中で確認をしておく必要があるのかなと思ったりした
んです。だから我々、公務として議事録等は残るのは、当然委員会とか本会
議なんかには出席して発言した時については記録残りますし、いま打ち合わせ
については正副委員長と理事者のほうで委員会前の運営について打ち合わ

せを行ってますが、それは公務として行ってますけど、それ以外については発言したことについて記録に残るという認識はいま、私自身は持っていないんですけども、そういう点についても意思決定の過程という、その状況を記録しようと思うと、報告書として記録されて、それが、言うたら公開の対象になるということですので、だからそこは慎重な運用も必要ですし、そこはどうかというのを、今後、議会運営委員会で確認していけたらなというふうに思っています。ちょっと分かりにくいかもしれません。

委員長

例えば世間話で、ここをこうしたらええねんなど、ほんならちょっと局長ここちょっと調べてやとか、そういうふうなことも文書として残していくのんかどうか、というふうなことになろうかと思うんですわ。せやから公式な場ではなしに、私的な場で世間話みたいなところが文書として残していくべきなんかどうか、また残すとすればどういうふうなルールで残していくべきか、そういうことをおっしゃってるんだとは思っています。

齋藤委員。

齋藤委員

非公式、例えば委員会がない時に来て、「局長、これどうなってんの」とか「これちょっと教えてください」とか、なんかこう非公式な話ありますよね、私なんか特に分からないから、どういうことなのというのをよく聞くんですけども、そういうのもメモに残すというような趣旨の話ですか。

委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務局長

いま木澤委員さんがおっしゃっていただいているのは、何か例えば委員会の運営にかかわるときに、必要な事項を打ち合わせしたりして、その事項を、例えば議長とどの議員さんが打ち合わせをされたということを、私どもが後で事柄が変わっていかないように記録をしているのを報告書にまとめた時に、たまたま、そちらのほうでご本人様の確認はとったと思ったんですけども、ご本人様のほうは公文書としてのつもりはなかったというお話で、それが公文書であれば、そういう打ち合わせについても公文書として残すのかということ木澤委員さん問題提起していただいていると思うんですけど

も、各議員さんが私どもにお尋ねいただいて、それを返しているっていうことは記録には残しておりません。

ただし、議員さんの中でやはり、例えば1日なりかけて何か調査しなければならぬことを依頼されましたならば、それは私どもが1日の公務をかけてやっていることでございますので、議長に対してこういう調査をいたしました、という報告はさせていただいております、以上でございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 ですから、齋藤委員おっしゃったことも含めて、どこまでの範囲を記録に残すのかっていうところも、一定相談したうえで、運用の方針を作っていくべきなのかなと。だから、それが含まれるのか含まれないのかっていうのもみんなの意見を聞いた後に、どういうふうであるべきものなのかというのを話していけたらなというふうに思ったんです。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 庁内のシステムは知りませんが、例えば課長が1日こんな仕事をしましたというのを、例えば上司にメモで報告するんですか、しないですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 私どもが他の課で仕事している時につきましては、どんな事務事業があつてどういったことをしているということは、事務事業進捗状況表等で最初に、4月に上司に報告して、そちらについては動いておりますので、そちらについて今日何をしました、今日は予算の書類を作りましたといったことをしていることはございませんが、ただ、対外的に他の方と会って、その方とこんな交渉をして、こういうことを自分は伝え、相手さんからはこういうことを言われたということについては、できるだけ報告書に残して公文書として残しているところでございます、以上でございます。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 それは公文書になるんですか。公文書ということはやっぱり保存期限があつて、例えば1年なり、それとも自分のメモ、私、備忘録のつもりで、私も会社で備忘録書いてまして、これはもう報告せんでもいいけども、こうこうこうでというのはありますけども、それはどうなるんですか。公文書なんですか、備忘録なんですが。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 すみません。例えば、齋藤委員さんから何かを聞かれて私のほうで調べるのに、忘れないうちに書いておこうということで、書いているものは私の備忘録としてさせていただいておりますけれども、例えばですけれども、広域圏の会議に行って、前でしたら西和医療センターの関係のことでどういったことを他の議長さんが言われて、どういった関係になったかというようなことにつきましては、私のほうでメモをとったあと、報告書にまとめてそれを議会事務局のお2人の職員さんや議長、副議長にも見ていただいた上で、今後、どういう関係でどんなお話が広域圏であったかということも、あとで話がかわっていかないように、ということで回覧をしております。

回覧をして皆さんに印鑑をいただいて、公文書の綴りに綴じた時点で他の書類と一緒に、広域圏の他の書類と一緒に公文書として綴じて残しております。ですので、今後、次に議会事務局になった方もそれをくって見ていただくことはできますが、私の備忘録につきましては、次に来た方に見ていただく文書ではないと考えております、以上でございます。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時01分 休憩)

(午前11時15分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

ただいま、木澤委員からのご意見がありました。が、休憩中にいろいろ話していただきまして、議会としての中の発言、公の場ではないところの発言について、報告書のルール作りをやっていってはどうかというご意見を賜りましたが、これについては皆さん種々ご意見があろうかと思っておりますので、時間をかけて議論をしていくべきだと思いますので、これは次年度に申し送りをして、その時に審議していただくということで、まとめさせていただきたいと思っておりますが、ご意見どうですやろ。

(「結構です」 との声あり)

委員長 そうですか、そしたらただいまの木澤委員さんのご意見については、次年度に申し送りさせていただきまして、その時に審議していただくということでまとめさせていただきます。

その他には。 木澤委員。

木澤委員 先ほどもちらっと話に出てきたんですけども、厚生常任委員会で小城委員から別団体のことについての質疑があって、当日、そこに出席をされていた町長が、社会福祉協議会の会長だということで手を挙げて発言をされていたんです。委員会の運営上、委員長が許可をすればそれは別に可能なことだとは思いますが、例えばそれが出席しているのは町長として出席されているんですけども、だから社会福祉協議会の会長としては本来発言してもらおうと思うと、参考人招致という手続きをとって出席していただいて発言をしていただくというのが本来の原則であると思うんですね。だからその運用についてですね、当然、簡易なことであれば、そこに居てるんやからちょっと聞かせてよっていうこともあると思うんですけど、例えばそれが常態化していってしまうようやと、ちょっと委員会運営のルールとしては外れていくんじゃないかなと感じましたので、決してだからその質疑をしたらダメだとか、そういうことじゃないんですけども、ルールに則ってきちっと答弁いただける形で委員会運営していくというのが本来の議会かなと思っただけで、皆さんのご意見を聞かせていただければなと思ったんです。

委員長 この場の委員の意見でよろしいですか。

木澤委員 特に、継続して審議していこうというふうに思ってませんので。

委員長 まず私から。町長であり、なんとか協会の会長であると、同一人物であれば私は発言すべきだと思うんです、拒否するよりも。町長と他の方が会長であれば参考人招致とか、そういうふうな手続きを踏まなくてはいけないルールになっておりますんでね、ただし同一人物であれば拒否するんやなしに、これは発言をして然るべきだと、私はこのように思っております。せやから、あの時に、私は町長として来てんねんと、何とかの会長では来てないから発言は控えますとか、そういう発言はおかしいと、私自身は思いました。

他、みなさん。 木澤委員。

木澤委員 たぶん結論はばらばらになって出ないと思うから。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 20 分 休憩)

(午前 11 時 27 分 再開)

委員長 再開いたします。

先ほど木澤委員からのご意見で、休憩中に皆さんのご意見を縷々お聞きしまして、一年生議員さんにとっては勉強になったことだろうとは思いますが。これについては結論を出すのは難しいことなんで、それぞれがまた考えていただいて、議員としての糧にさせていただいたら結構かと思えます。

それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 議長から、何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局からは。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

(午前11時29分 閉会)